

保留地の処分開始

八重瀬町では、伊覇土地区画整理事業地区内の保留地処分を行います。

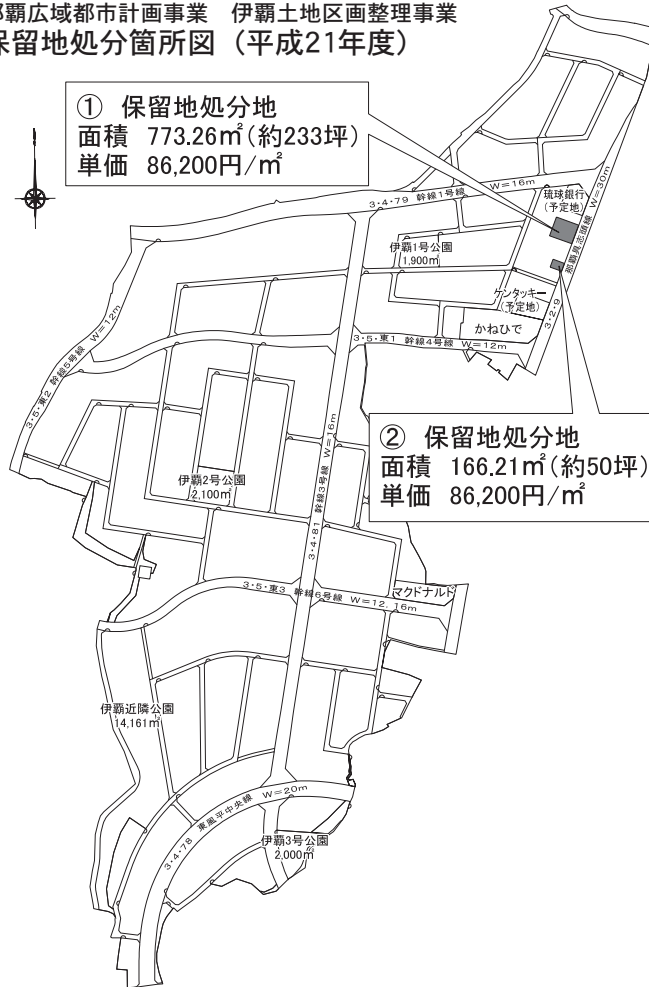
1、保留地の位置

那覇広域都市計画事業伊覇土地区画整理事業
地区内
処分画地数・・・2画地

2、地積・価格・用途地域

	処分地積		処分予定価格		用途地域 (複数の場合は面積の大きい順)	備考	
	(㎡)	約(坪)	㎡単価	総額 (最低価格)		街区・画地	処分方法
①	773.26㎡	(約233坪)	86,200円/㎡	66,655,012円	準住居地域	11・4	入札
②	166.21㎡	(約50坪)	86,200円/㎡	14,327,302円	準住居地域	11・7	入札

那覇広域都市計画事業 伊覇土地区画整理事業
保留地処分箇所図 (平成21年度)



3、入札に参加できない者

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人若しくは被産者で復権を得てない者
- (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定により、不動産の売買、交換又は賃借等を業とする者
- (3) 同地区で過去10年間に保留地を買い受けた者

4、入札応募受付の期日及び場所

期間 平成21年9月28日(月)～平成21年10月13日(火)(土・日・祝祭日は除く)
時間 午前8時30分～午後5時00分

場所 八重瀬町区画整理事務所
(八重瀬町字東風平1426番地の20)

5、入札の日時及び場所

日時 平成21年10月25日(日) 午前10時から
場所 八重瀬町区画整理事務所
(八重瀬町字東風平1426番地の20)

6、入札保証金

- (1) 入札参加申込後、参加決定通知を受けた者は、入札開始時に入札保証金10万円を納付するものとする。
- (2) 入札保証金は、開札終了後に納付者へ還付します。
- (3) 不正行為のあった入札者又は契約を締結しない落札者の入札保証金は、施行者に帰属するものとする。

7、その他入札に必要な事項

- (1) 入札参加申し込みは、1世帯又は1法人につき1画地とする
 - (2) その他申し込みに必要な事項及び関係資料については、八重瀬町区画整理事務所にて配布する。また、ホームページによる保留地処分情報からの※ダウンロードも可能です。
- ※(手順：八重瀬町公式ホームページ)↓行政情報↓区画整理課↓伊覇地区保留地処分↓入札参加申し込み)

お問い合わせ先

〒901-0401
八重瀬町字東風平1426番地の20
八重瀬町役場 区画整理課
(八重瀬町区画整理事務所)
TEL (098) 998-6989
(担当：換地・計画係 野原)

健康保険課からのお知らせ

国民健康保険税は納期限内に納付をお願いします。

国保の資格取得届・資格喪失届はすみやかに

国民健康保険は職場で健康保険等に加入している人（加入している人に扶養されている人）・生活保護を受けている人以外は全員が加入します。職場で健康保険等に加入したり（加入している人の扶養になったり）、生活保護を受けるようになったら、資格喪失届けを出しましょう。（知らずに二重に支払ってしまうことがあります。）

保険税の納付は口座振替が便利です

収め忘れがありません。納めにいく手間が省けます。手続きは・預金通帳・通帳届出印鑑・国民健康保険税の納付書をもって町指定の金融機関へ。

どうしても納付が困難なときは？

災害や失業などで納付が困難なときは、申請による分割納付や減免の制度がありますので窓口（具志頭庁舎）でご相談下さい。

所得の申告を忘れずに

保険税を正しく算定するために、また所得に応じて自己負担割合や限度額などが決まりますので、所得の申告は忘れずにしましょう。

八重瀬町では収納対策緊急プランを作成しました。徴収方法の改善について

(一) 滞納整理業務の検討及び実施
滞納者の分析を行い、国保の嘱託徴収員と担当者が班編成し平成21年10月頃より夜間訪問滞納整理を実施します。

12月のボーナス時期、製糖期間中に夜間訪問・電話催告等の収納対策に努めます。
滞納処分を実施します

NEW 子育て応援特別手当 (平成21年度版) について

平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して、対象となる子ども1人あたり36,000円の支給が予定されています。

今回の子育て応援特別手当（平成21年度版）も住民基本台帳に基づいて支給することを原則としています。引越などにより住所を移したときは速やかに住民登録の届出を行ってください。

「子育て応援特別手当（平成21年度版）」の詳細い内容については決まり次第お知らせします。

DV被害者の方へ

どうしても今お住まいの住所に住民登録できないDV被害者の方、今お住まいの市町村役場で事前申請をしてください！

※事前申請の期間は平成21年10月1日～10月30日までです。

事前申請の手続きを済ませた方に限り、子育て応援特別手当（平成21年版）の支給対象者を世帯主からDV被害者へ変更することができます。

「事前申請書」は児童家庭課窓口のほか配偶者暴力相談支援センター婦人相談所、厚生労働省のホームページなどで入手できます。事前申請の場合、他に必要な書類等がありますので申請前に必ずご相談下さい。

【問い合わせ】

八重瀬町役場 児童家庭課
電話・・・998-7163

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間 9月6日(日)～12日(土)

高齢者や障害者に対する虐待、いやがらせ、差別のない社会へ。

相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談して下さい。
また、パソコンや携帯電話からも人権相談を受け付けています。

受付時間 9月6日(日)・12日(土) 10時～17時
9月7日(月)～11日(金) 8時30分～19時

パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
携帯電話 <http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

お問合せ先：那覇地方法務局 098-854-1215 法務省人権擁護局 全国人権擁護委員連合会